平成31年度

「三重県公用車(伊賀庁舎管理分) 広告」広告主募集のご案内

三 重 県

平成31年度「三重県公用車(伊賀庁舎管理分)広告」広告主募集要項

1 広告募集趣旨

三重県では、新たな財源確保を目的に、伊賀庁舎で管理する公用車への有料広告事業を実施します。

つきましては、企業・団体等の皆様の広告スペースとして活用していただくため、伊賀 庁舎で管理する公用車へ広告を掲載していただける広告主を募集します。

なお、広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、県が推奨等するものではなく 広告が掲載されることで県から便宜(優先発注や入札が有利になる等)が図られることは 一切ありません。

2 対象車両

- (1) 伊賀庁舎で管理する公用車:2台
- (2) 車種: セダン、ステーションワゴン、貨物、軽貨物、ワンボックス
- (3) 1 台当たり年間走行距離・稼働率: 約9,000km・約74%(平成29年度実績) ※ あくまで平均値ですので、個々の車両について差はあります。
- (4) 主な走行範囲:伊賀地域防災総合事務所管内(伊賀市、名張市など)

3 募集期間及び募集方法

平成30年12月13日(木)から 平成31年1月31日(木)まで

三重県ホームページ内の「三重県広告事業」及び「伊賀地域防災総合事務所」等に掲載し、公募します。なお、募集期間中でも台数が埋り次第、募集を打ち切ります。

総合窓口 URL:〈http://www.pref.mie.lg.jp/KANZAI/HP/87208000001.htm〉

4 規格、掲載方法及び掲載料

(1) 掲載場所·規格

掲載場所は、車体の両側面(2箇所・後列ドア部)及び後面(1箇所)です。 広告の規格(大きさ)は、掲載する公用車の掲載場所の大きさの範囲内としま す。但し、公用車の運行の妨げになるような、ドアウインドウ、リアウインドウ、 ドアノブ、ナンバープレート等への貼付は除くものとします。

なお、標準的な規格としては、次のとおりです。

ア 車体両側面(後列ドア部): 縦 40cm 程度×横 50cm 程度

イ 車体後面:縦15cm 程度×横30cm 程度

※ 何れも広告内に「三重県有料広告事業」の文字を入れること。(文字の大きさには標準的な規格があります。)

(2) 掲載方法

あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等(マグネットシートは除く)を貼付する方法によります。(貼付は広告主で行っていただきます。)

- ※ 粘着フィルム等は「屋外の長期使用に耐えられ、広告撤去時にはく離跡が 残りにくい素材」を使用すること。
- (3) 広告掲載料
 - 1 台当たり年額 24,000 円 (月額 2,000 円×12 か月)
 - ※ 年度途中からの掲載も可です。その際の掲載料は、月割となります。

(4) その他

- ア 広告作成費用、掲載及び撤去に係る対応は広告主の負担となります。
- イ 広告対象車両の指定はできません。
- ウ 広告掲載後、県による公用車の運行に伴う事故により、広告を修復する必要が生じた場合は、県の負担により修復いたします。
- エ 経年に起因する色あせ等に伴う広告の修復については、広告主の負担により実施するものとします。

(広告掲載イメージ)





5 広告掲載期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

- ※ 原則、掲載開始は申込月の翌々月からです。
- ※ 広告の掲載期間は、会計年度(1年)単位です。

なお、特段の支障がない場合は、1 ヵ月単位の掲載も可能です。また、再掲載を 妨げないこととし、その期間は最長3年(会計年度単位)です。

※ 広告を掲載した公用車が車両更新により運行を終えることとなった場合、その時点

で広告の掲載期間は終了するものとします。

6 掲載できない広告

掲載できない広告主及び広告内容については、下記「9 広告関係規程」に定めてありますが、概ね、次のような広告は掲載できません。

- ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- 政治性のあるもの
- 宗教性のあるもの
- 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- ・ 個人の氏名広告
- ・ 当該広告事業の内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの (特定の業務に使用する公用車に、当該業務と関連する広告を貼る場合を含む。)

(具体例)

募集対象車両のうち、主に、規制、許可、監視、監督及び検査業務として使用する公用車については、職務遂行(又は業務執行)上の中立・公正性を確保するため、 当該業務に関連する業種の広告を貼り付けることは出来ません。

- ・ 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- ・ 社会的批判を招くおそれのあるもの
- ・ 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- ・ 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ・ 第三者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ このほか、県が掲載する広告として妥当でないと認めるもの

7 広告掲載の決定方法

申込みのあった広告について、「三重県公用車広告(伊賀庁舎管理分)掲載審査会」 において、掲載要領、掲載基準等に基づき総合的に審査し、次の順位により広告掲載を 決定します。

この場合、同じ順位のときは、同一月に受理した広告掲載申込書の申込み順に、当該 受理月現在における募集台数を上限として、1台ずつ配分します。但し、特定の業務に使 用する公用車に、当該業務と関連する広告は掲載しないよう配分します。(申込台数が、 募集台数を超えた場合は、同じ順位でも配分できない場合があります。)

(三重県広告掲載要綱第7条第1項の順位)

- ① 公共性が高く、かつ県内地域経済の活性化に資すると判断することができるもの。
- ② 県内に事業所等を有するもの。
- ③ その他のもの

8 申込方法

三重県公用車(伊賀庁舎管理分)広告掲載申込書兼誓約書(様式第1号)を県ホームページからダウンロードし、必要事項を記入・押印の上、以下の書類を持参又は郵送の方法により1部提出してください。郵送の場合は、到着確認の連絡をお願いします。

なお、申込みにかかる一切の費用は申込者の負担となります。

(提出書類)

- ① 三重県公用車(伊賀庁舎管理分)広告掲載申込書兼誓約書(様式第1号)
- ② 広告のデザイン素案(A4 カラー縮小版)
- ③ 申込者の活動概要が分かる書類(企業のパンフレットやホームページに掲載している 企業概要をプリントしたものなど)
- ④ 使用する粘着フィルム等の商品名が分かる書類(カタログ等の写しで、「屋外の長期 使用に耐えられ、広告撤去時にはく離跡が残りにくい素材」であることが分かるもの。)

9 広告関係規程

- 三重県広告掲載要綱
- · 三重県公用車(伊賀庁舎管理分)広告掲載要領
- 三重県公用車広告掲載基準

10 掲載(不掲載)決定から掲載までの手続き

- ① 広告の掲載(不掲載)を県が決定した後、「三重県公用車(伊賀庁舎管理分)広告掲載(又は不掲載)決定通知書(様式第2号)」を送付します。
- ② 掲載決定通知書が届きましたら、指定する期限までに「三重県公用車(伊賀庁舎管理分)広告掲載承諾書(様式第3号)」と広告デザインの確定版を県に提出していただきます。

- ③ 広告掲載料(全掲載期間分)を、県が発行する納入通知書により納入期限までに一括してお支払い(前納)願います。
- ④ 公用車への掲載は、掲載開始日までに県が指定する日に広告主で行っていただきます。なお、掲載車両について広告主が指定することはできません。

11 申込み及び問合せ先

〒518-8533 三重県伊賀市四十九町2802 (三重県伊賀庁舎3階)

三重県伊賀地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課 担当:山下、濵田 電話 0595-24-8018 FAX0595-24-8010 電子メール gchiiki@pref.mie.jp

三重県公用車(伊賀庁舎管理分)広告掲載要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、三重県広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に基づき、三重県(三重県企業庁を含む。)が、伊賀庁舎で管理及び所有する車両(以下「公用車」という。)に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2本広告は本県の厳しい財政状況を鑑み、県有資産である公用車の有効活用による収入確保を目的とする。

(掲載車両)

第2条 広告を掲載する公用車は、庁用車両のうち、広告スペースが確保できる車両 とする。

(広告の掲載基準)

第3条 要綱第3条第4項に規定する広告掲載基準については、別紙「三重県公用車 広告掲載基準」のとおりとする。

(広告の掲載方法)

- 第4条 公用車の車体への広告の掲載方法は、あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等 (マグネットシートは除く。) の貼付によることとし、公用車の車体へ直接塗装する等の方法によることはできない。
- 2 前項の粘着フィルムは、広告掲載期間中における車体からのはく離又は広告撤去 時における車体の塗装のはく離及び広告のはく離残しを生じさせないものとする。

(広告の規格等)

- 第5条 広告の掲載場所は、原則、車体の両側面(2箇所・後列ドア)及び後面(1 箇所)とする。
- 2 広告の規格(大きさ)は、掲載する公用車の掲載場所の大きさの範囲内とする。 但し、公用車の運行の妨げになるような、ドアウインドウ、リアウインドウ、ド アノブ、ナンバープレート等への貼付は除くものとする。なお、標準的な規格は 次のとおりとする。
- (1) 車体の両側面 縦 40cm 程度×横 50cm 程度
- (2) 車体の後面 縦 15cm 程度×横 30cm 程度
- 3 広告の中には、当該広告が県の有料広告と認識できるよう、「三重県有料広告事業」の文字を表示しなければならない。なお、標準的な規格は次のとおりとする。
- (1) 車体の両側面 縦 5cm 以上×横 25cm 以上
- (2) 車体の後面 縦 3cm 以上×横 15cm 以上

(広告の掲載期間)

- 第6条 要綱第5条に規定する広告の掲載期間は、原則会計年度(1年)単位とするが、特段の支障がない場合には、1ヵ月単位の掲載も可能とする。また、再掲載を妨げないが、その期間は最長3年とする。
- 2 広告を掲載した公用車が車両更新により運行を終えることとなった場合、その時点で広告の掲載期間は終了するものとする。

(広告の募集方法)

- 第7条 要綱第6条に規定する広告の募集方法は、原則として三重県ホームページに 募集要項等を掲載することにより公募するものとする。
- 2 広告の掲載を希望する者は、三重県公用車(伊賀庁舎管理分)広告掲載申込書兼 誓約書(様式第1号)に次の資料を添付したもの(「以下申込書等」という。)を、 県に提出するものとする。
- (1) 広告のデザイン素案 (A4 カラー縮小版)
- (2) 申込者の活動概要が分かる書類(企業のパンフレットやホームページに掲載している企業概要をプリントしたものなど)
- (3) 使用する粘着フィルム等の商品名が分かる書類(カタログ等の写しで、「屋外の長期使用に耐えられ、広告撤去時にはく離跡が残りにくい素材」であることが分かるもの。)

(広告主の決定及び承諾)

- 第8条 県は、前条の申込書等を受理したときは、受理月の翌月末までに第17条に規定する三重県公用車(伊賀庁舎管理分)広告掲載審査会の開催により、要綱第7条第1項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位のときは、同一月に受理した申込書等の申込み順に、当該受理月現在における募集台数を上限として、1台ずつ配分するものとする。但し、専ら特定の業務に使用する公用車に、当該業務と関連する広告は掲載しないよう配分するものとする。
- 2 県は前項の規定により決定したときは、三重県公用車(伊賀庁舎管理分)広告(掲載・不掲載)決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知する。
- 3 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、県が指定する期限までに、三重県公用車(伊賀庁舎管理分)広告掲載承諾書(様式第3号)を県に提出するものとする。

(広告デザインの確定及び提出)

- 第9条 広告主は、県が指定する日までに、県に広告デザインの確定版を提出しなければならない。但し、提出済みの素案から変更がない場合は提出不要とする。
- 2 県は、提出された広告デザインの確定版が第3条及び要綱第3条に規定する要件 を満たしていないときその他広告の内容が不適当なときは、広告主に対し、広告

の内容の補正を指示するものとする。

3 前項の規定による指示があったときは、広告主は、広告の内容について補正し、 県が指定する日までに補正後の広告デザインを提出しなければならない。

(広告の掲載)

- 第10条 広告主は、県が指定する日に公用車に広告を掲載しなければならない。
- 2 掲載期間は、三重県公用車(伊賀庁舎管理分)広告掲載決定通知書(様式第2号) により通知した期間とする。
- 3 広告の再掲載を希望する広告主は、県が指定する日までに、三重県公用車(伊賀 庁舎管理分)広告再掲載届出書兼誓約書(様式第4号)を県に提出するものとす る。
- 4 車両に掲載された広告は、県に譲渡されたものとする。

(広告掲載料)

- 第11条 広告の掲載料は、1台当たり年額24,000円(月額2,000円)とする。
- 2 広告主は、前各項の規定による広告掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

(広告掲載料の返還)

- 第 12 条 県は、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を中止したとき、又は 広告を掲載した公用車が廃車若しくは修理・検査等によって運行できない状況と なったとき(期間が 7 日以上の場合に限る。)は、掲載しなかった日数に応じて、 前条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広 告主に返還する。その際の計算については、月の初日から末日まで掲載しなかっ た月については月額で計算し、それ以外の月については1ヶ月を30日として日割 計算する。この場合において、1円未満の端数があるときは、当該端数部分を切 り捨てる。
- 2 県は、要綱第8条第2項の規定により広告掲載を取り消した場合において、既に 広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しな い。但し、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取り消しを通知し た日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。
- 3 県は、要綱第9条の規定による広告掲載の取り下げを受理した場合において、既 に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還し ない。但し、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取り下げを受理 した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。
- 4 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の撤去等)

- 第 13 条 広告掲載期間が終了した場合や、広告の掲載が取り消された場合及び広告 の掲載を取り下げた場合は、広告主が車体から広告を撤去するものとする。
- 2 広告の撤去作業により車体の塗装のはく離等が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

(費用負担等)

- 第 14 条 広告の作成、掲載及び撤去作業等は、広告主の責任において行い、その費 用は広告主の負担とする。
- 2 広告の掲載後、県による公用車の運行に伴う事故により、広告を修復する必要が生じた場合は、県の負担により修復するものとする。
- 3 経年に起因する色あせ等に伴う広告の修復については、広告主の負担により実施 するものとする。

(広告の変更)

第 15 条 広告主は、広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、県にあらかじめ協議 した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。 その場合の手続きについては、第 9 条及び第 17 条の規定を準用する。

(広告主の責務)

- 第 16 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、県に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、広告 主の責任及び負担において解決することとする。

(審査会)

- 第17条 要綱第11条の規定により、公用車広告の可否を審査するため、三重県公用車(伊賀庁舎管理分)広告掲載審査会(以下「審査会」という。)を設ける。
- 2 審査会は別表1のとおり委員長及び委員をもって構成する。
- 3 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 審査会の会議は、委員長を含む構成員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、会議の審査の方法は、委員がデータベースシステムに意見を入力することで代えることができ、委員の過半数が入力することで成立する。
- 6 審査会の議事は、出席又はデータベースシステムに入力した委員の過半数をもっ

て決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 7 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見 又は説明を聴くことができる。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、広告掲載の可否について、三重県公用車 (伊賀庁舎管理分) 広告掲載審査会に意見を聴くことができるものとする。

(事務局)

第18条 審査会の事務局は、伊賀地域防災総合事務所地域調整防災室に置く。

(協議)

第 19 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方 が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 20 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

附則

- 1 この要領は平成25年9月24日から施行する。
- 2 この要領は平成28年1月8日から施行する。
- 3 この要領は平成30年2月21日から施行する。

別表 1 (第 17 条関係) 三重県公用車(伊賀庁舎管理分) 広告掲載審査会委員

委員長	地域調整防災室長(又は地域活性化防災室長)
委員	地域調整防災室地域防災課長
	地域調整防災室総務生活課長
	県税事務所税務室納税課長
	保健所保健衛生室総務企画課長
	農林事務所総務企画室総務企画課長
	建設事務所総務・管理室総務課長

三重県公用車(〇〇庁舎管理分)広告掲載申込書兼誓約書

平成 年 月 日

三重県知事 あて

住 所 申込者 印

(法人名称及び代表者名、事業所在地を記入・押印)

三重県の公用車(○○庁舎管理分)に広告を掲載したいので、下記のとおり申込みます。

申込みにあたっては、法令等を順守していること、「三重県広告掲載要綱」、「三重県公用車(〇〇庁舎管理分) 広告掲載要領」及び「三重県公用車広告掲載基準」の広告掲載基準等を遵守すること、並びに、この申込みが事実と相違ないことを誓約します。

この誓約が、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対して県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1. 広告内容
 - (1)掲載希望対象車・台数 ○○庁舎公用車・ 台
 - (2)掲載希望期間 (最短1カ月単位)

平成____年___月 ~ 平成____年___月(計 ____カ月)

(3) 掲載料(予定)

単価 (2,000円) × 台× カ月= 円

- (4) 主な内容(例:自社商品(○○)のPR広告)
 - ※ 広告デザインの素案と、活動概要資料 (パンフ等)、使用する粘着フィルム等の商品概要 が分かる書類を添付してください。
- 2. 役員等(個人事業者の場合は代表者)に関する事項

職名	氏名	ふりがな	生年月日	性別

※ 枠が不足する場合は、別紙(任意様式)に記入願います。

- 3. 連絡先
 - (1) 担当者名:
 - (2) 担当部署:
 - (3)電 話:
 - (4) FAX :
 - (5) e -mail:

三重県公用車(〇〇庁舎管理分)広告(掲載・不掲載)決定通知書

平成 年 月 日

様

三重県知事 〇〇 〇〇

平成 年 月 日付けで申込みのありました三重県公用車(〇〇庁舎管理分)広告の掲載について審査を行なったところ、下記のとおり決定したので通知します。

なお、平成 年 月 日までに三重県公用車(〇〇庁舎管理分)広告掲載要領第8条に基づく「三 重県公用車(〇〇庁舎管理分)広告掲載承諾書(様式第3号)」と、掲載しようとする広告デザイン の確定版を提出してください。

- ※ 広告の規格 (大きさ) は三重県公用車 (〇〇庁舎管理分) 広告掲載要領第5条に基づくものとし ます
- ※ 広告デザインの確定版は、提出済みの素案から変更がない場合は提出不要とします。

記

- 1. 広告掲載の可否
 - (1) 決定事項 掲載可 ・ 掲載不可
 - (2) 決定理由
- 2. 掲載決定車・台数 〇〇庁舎公用車(車種:) 台
- 3. 掲載期間

平成 年 月 日~平成 年 月 日 (カ月間)

4. 掲載料 合計 円 (月額 円× 枠× カ月)

三重県公用車(〇〇庁舎管理分)広告掲載承諾書

平成 年 月 日

三重県知事 あて

広告主

印

三重県公用車(〇〇庁舎管理分)広告掲載要領第8条の規定に基づき、下記の内容について承諾します。

記

平成 年 月 日付けで決定を受けた三重県公用車広告掲載について、「三重県広告掲載 要綱」、「三重県公用車(〇〇庁舎管理分)広告掲載要領」及び「三重県公用車広告掲載基準」に 定める事項を遵守し、県から広告掲載に関する指示があった場合には誠実に対応します。

- ○掲載広告に関する連絡先
 - (1)担当者名:
 - (2)担当部署:
 - (3)電話:
 - (4) FAX :
 - (5) e -mail:

様式第4号(要領第10条関係)

三重県公用車(〇〇庁舎管理分)広告再掲載届出書兼誓約書

平成 年 月 日

三重県知事 あて

 住 所

 広告主

 印

(法人名称及び代表者名、事業所在地を記入・押印)

平成 年 月 日付けで掲載決定を受けた三重県公用車(〇〇庁舎管理分)広告について、再掲載(継続)をしたいので、下記のとおり届出ます。

なお、届出にあたっては、法令等を順守していること、「三重県広告掲載要綱」、「三重県公用 車(○○庁舎管理分) 広告掲載要領」及び「三重県公用車広告掲載基準」の広告掲載基準等を遵 守すること、並びに、この届出が事実と相違ないことを誓約します。

この誓約が、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対して県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1. 再掲載(継続)内容
 - (1) 再掲載対象車・台数 ○○庁舎公用車・___台
 - (2) 再掲載希望期間 (最短1カ月単位)

(3) 掲載料(予定)

単価(2,000円)× ____台×___カ月=____円

2. 役員等(個人事業者の場合は代表者)に関する事項

職名	氏名	ふりがな	生年月日	性別

※ 枠が不足する場合は、別紙(任意様式)に記入願います。

- 3. 連絡先
 - (1) 担当者名:
 - (2)担当部署:
 - (3)電話:
 - (4) FAX :
 - (5) e -mail:

-	14	-
---	----	---

三重県公用車広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三重県広告掲載要綱(以下「要綱」という。)第3条第4項に規定する 基準として定めるものであり、三重県公用車への広告掲載の可否は、この基準に基づき判 断を行うものとする。

(業種又は事業者)

- 第2条 次の業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中であっても、これら に該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、 風俗営業と規定される業種
 - (2) 風俗営業類似の業種
 - (3) 消費者金融・高利貸ほか貸金業にかかるもの
 - (4) たばこに係るもの
 - (5) ギャンブルに係るもの(日本国内において販売される宝くじにかかるものを除く)
 - (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
 - (7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
 - (8) 民事再生法又は会社更生法による再生又は再生手続き中の者
 - (9) 各種法令等に違反している者
 - (10) 県の指名停止措置を受けている者又は県の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分(違法又は不適法な行為によるものである場合に限る)を受けている者
 - (11) 三重県暴力団排除条例(平成 22 年三重県条例第 48 号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (12) その他県が適切でないと判断するもの

(掲載基準)

- 第3条 次の各号に該当する広告は、広告媒体に掲載しない。
 - (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ① 人種、民族、言語、性、職業、心身の障がい、社会的身分による差別など基本的人権の侵害につながる表現又はそのおそれのあるもの
 - ② 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品 その他掲載することが不適当と認められる商品、又はサービスを提供するもの
 - ③ 他の者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - ④ 県の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの又はそのおそれのあるもの
 - ⑤ 政治、経済、文化、社会、その他の諸問題に関する意見や主張等を表明し、表現するもの
 - ⑥ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
 - ⑦ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - ⑧ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
 - ⑨ 懸賞広告等で、景品類の提供を主目的とせず、個人情報の収集等を目的とするもの
 - ⑩ 広告する商品等とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの
 - ① 公共性、社会性の少ない意見広告や掲載することによって自己の売名を図ろうとするもの
 - ② 社会的に不適切なもの

- (2) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ① 性的感情を著しく刺激するもの
 - ② 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
 - ③ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの
 - ④ ギャンブル等を肯定するもの
 - ⑤ 青少年の人体・精神・教育等に有害なもの
- (3) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ① 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表現(誇大広告・不当表示)又はそのおそれのあるもの(合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。)
 - ② 射幸心をあおる表現又はそのおそれのあるもの
 - ③ 労働基準法等関係法令に違反した人材募集広告
 - ④ 虚偽の内容を表示するもの
 - ⑤ 法令等で認められていない業種・商法・商品であるもの
 - ⑥ 国家資格等に基づかない者が行う療法等であるもの
 - ⑦ 責任の所在が明確でないもの
 - ⑧ その他、消費者に誤認されるおそれのある表示のもの
- (4) 道路通行上の観点から、次のいずれかに該当するもの
 - ① 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
 - ② 車両運行上の支障となるもの
 - ③ 都市景観との調和を損なうもの
 - ④ その他周囲の運転者の誤認を招くおそれのあるもの、又は注意力が散漫となるおそれのあるもの
 - ⑤ 県民に不快感をあたえるもの、又はそのおそれがあるもの

(広告表示内容に関する個別の基準)

第4条 県は広告ごとに、その具体的な内容を検討のうえ広告掲載の可否を判断するものとし、掲載にあたって広告内容の修正・削除等が必要な場合には、広告主に修正・削除等を依頼できるものとする。

なお、広告主は、正当な理由がない限り、修正・削除等に応じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県が検討し、判断する項目の主なものについては、次のとおりである。
 - ① 人材募集広告
 - ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。
 - イ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び資機材の販売や資金集め等を目的としている、又はその疑いのあるものは認めない。
 - ② 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に定める学校等
 - ア 合格率等の実績を掲載する場合は、実績年等も含め表示し、誤認されるおそれのある表示はしないこと。
 - イ 安易さや授業料等の安価さを強調する表現は使用しないこと。
 - ウ 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実体、 内容、施設が不明確なものは認めない。
 - エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないに もかかわらず、その旨表示されていないものは認めない。

③ 病院等厚生労働省許認可及び指定施設等

医療法等関係法令の規定により広告できる事項のほか、掲載する具体的な内容については、事前に県所管課等の確認を得たものであること。

④ 薬局等の事業者及び医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)等

掲載する具体的な内容については、事前に県所管課等の確認を得たものであること

- ⑤ 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解 を招く又はそのおそれのある表現はしないこと。
- ⑥ 有料老人ホーム等

監督官庁の定めるもののほか、掲載する具体的な内容については、事前に県所管課等の確認を得たものであること。

- (7) 不動産事業
 - ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号のほか、認可免許証番号等 を明記すること。
 - イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限等を明記すること。
 - ウーその他監督官庁の定めるものを遵守したものであること。
- ⑧ 金融業

ア 投資信託、株式投資、保険会社の広告は、法令及び自主規制等によって制約された 内容を遵守すること

イ 投資信託の広告

配当が確実、絶対安全であるなど、元本が保証されているかのように誤認させる表現はしないこと。また、過去の実績を示して将来の配当を暗示する場合は、「予測に基づくもの」であることを明記しなければならない。

- ウ 外国の債券、信託等の広告は、法令等に抵触せず、実態の明確なものでなければな らない。
- エ 保険募集に際して禁止される広告 将来における利益の配当、又は剰余金の分配についての予想に関する事項は記載す ることができない。
- 9旅行業
 - ア 登録番号、所在地等を明記すること。
 - イ 誇大広告、不当表示に注意すること。
- ⑩ 募金等
 - ア 厚生労働大臣又は三重県知事の許可を得たものであること。
 - イ 下記の主旨を明確に表示すること。

「○○募金は、厚生労働大臣(三重県知事)の許可を受けた募金活動です。」

- ⑪ 割賦販売に関すること
 - ア 原則として前払式特定取引以外は商品の先渡し方式しか掲載しない。
 - イ 利率の表示等、表示が必要な事項については、別に定めるところによる。
- ② その他、表示について注意すること
 - ア 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。また、原則としてメーカー名、ブランド名、型、販売期間等を表示すること。

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されているものであり、その根拠となる資料等を明示すること。また、自己の優位性を誇示し、他者の商品等を中傷、誹謗等する表現でないこと。

- ウ 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合は、その旨明示すること。
- エ 他者の肖像権・著作権等 無断使用でないことを、あらかじめ確認すること。
- オ アルコール飲料 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示し、かつ飲酒を誘発するような表現でない こと。
- カ 事実でないのに県が広告主を支持、又はその商品やサービス等を推奨、あるいは保 証していると誤認、又は誤認されるおそれのないこと。
- ③ 以上のほか、県が不適当と認めたもの。

附則

この基準は、平成24年6月22日から適用する。

三重県広告掲載要綱

平成19年5月1日 総務第07-30号総務部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県(以下「県」という。)の資産を活用し、民間企業等の広告を 掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1)広告媒体とは、県の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。
 - (2)広告掲載とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。
 - (3)広告主とは、広告媒体への広告掲載の決定を受けたものをいう。

(広告の掲載基準)

- 第3条 広告内容は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、次のいずれにも該当しないものとする。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
 - (1)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4)政治性のあるもの
 - (5)宗教性のあるもの
 - (6)社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
 - (7)個人の氏名広告
 - (8) 当該広告事業の内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (9) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - (10)社会的批判を招くおそれのあるもの
 - (11)教育的又は健康的な配慮が必要なもの
 - (12)青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
 - (13)第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (14)第三者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - (15)前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと県が認めるもの

- 2 次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、掲載することができない。なお、 広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
 - (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - (2)消費者金融に係るもの
 - (3)たばこに係るもの
 - (4)ギャンブルに係るもの(宝くじに係るものを除く)
 - (5)法律に定めのない医療類似行為を行うもの
 - (6) 県から落札資格停止等の措置を受けている者又は不利益処分を受けている者
 - (7)消費税及び地方消費税又は県税を滞納している者
 - (8)前各号に掲げるもののほか、広告を掲載する業種又は業者として妥当でないと県が認めるもの
- 3 前項に定めるもののほか、国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共のために行う広報にあたるものについて、広告料を徴収することが適当でないと認められるものについては、広告掲載の対象としないことができる。
- 4 広告掲載基準は、本条に定めるもののほか、広告媒体ごとに別途要領に定めることができる。

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は、広告媒体ごとに別途要領に定める。

(広告の掲載の期間)

第5条 広告を掲載する期間は、広告媒体ごとに別途要領に定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告募集方法、広告の掲載料及び広告掲載決定後の手続き等は、広告媒体ごとに 別途要領に定める。

(広告掲載の決定)

- 第7条 県は、広告掲載の申込みがあった場合は、広告媒体ごとに別途要領に定める審査 会により審査し、次の順位により広告掲載を決定する。
 - (1)公共性が高く、かつ県内地域経済の活性化に資すると判断することができるもの。
 - (2)県内に事業所等を有するもの。
 - (3)その他のもの
- 2 第4条に定める枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合において、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。

(広告掲載の取消)

- 第8条 県は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すものとする。
 - (1)広告媒体ごとに県が別途定めた日までに広告原稿が提出されないとき。
 - (2)広告媒体ごとに県が別途定めた日までに広告掲載料が納付されないとき。
 - (3)第3条の規定に反すると判断したとき。
- 2 県は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を 付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

- 第9条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により県にその旨を 通知しなければならない。

(広告主の責務)

- 第10条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の 責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を 与える行為その他の不正な行為をしてはならない。
- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(審査会)

第11条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するための審査会については、広告媒体 ごとに別途要領に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、広告媒体 ごとに別途要領に定める。